

千葉県報

定例
令和8年9月8日

主要目次

規則	千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
告示	令和七年千葉県製造業出荷先地域調査の実施	一
	患畜の発生	一
	公安委員会告示	一
	道路交通法に基づく特定講習の廃止の許可	二
	警備員指導教育責任者講習の実施（四件）	二
	海区漁業調整委員会告示	二
	千葉県海区漁業調整委員会告示第二号	六
公告	土地改良区役員の退任及び就任	六
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	六
	特定調達公告	六
	入札公告（五件）	七

規則

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十四号

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則（平成十四年千葉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中第五項を第六項とし、同条第四項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第二十三条第二項の規則で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

千葉県告示第四百六十号

令和七年千葉県製造業出荷先地域調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和八年九月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 調査の名称

令和七年千葉県製造業出荷先地域調査

二 調査の目的

この調査は、令和十二年度に公表予定の「令和七年（二〇二五年）千葉県産業連関表」を作成するために実施するものであり、千葉県内の製造業に属する事業所の製造品出荷先状況等を把握し、移輸出の推計に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸向け出荷額、国内向け出荷額及び国内向け出荷額のうち出荷額構成比

四 調査の範囲

県内製造業の品目ごとに生産額の多い順に事業所を選定し、その生産額の累計が県内生産額のおおむね八十パーセントに達するまでの事業所

五 調査の期間

令和七年一月一日から同年十二月三十一日まで

六 調査の方法

四の事業所は、知事から配付された調査票を郵送する方法、千葉県ホームページからダウンロードした調査票を電子メールで送信する方法又は電子申請システムに回答を入力する方法により報告するものとする。

七 結果の公表

知事は、この調査の結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第四百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次

のとおり患者の発生の届出があった。

令和八年九月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生日月日
ブーメ病	患畜	山羊	一	佐倉市飯野	令和八年七月三十日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、指定講習機関が行う特定講習について次のとおり廃止を許可した。

令和8年9月8日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

特定講習の種別	指定講習機関の名称	廃止年月日
準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習	船橋第一自動車教習所	令和8年6月30日

千葉県公安委員会告示第40号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年9月8日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する「警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習
- 講習の期日及び時間
令和8年11月12日（木曜日）から19日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 講習の場所
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階
- 受講対象者
（1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下

「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

（3）規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

（4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者

（5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講定員
30人

6 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

（1）受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和8年9月28日（月曜日）から10月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

（2）受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

（3）受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号

の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和8年10月13日（火曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 （4）受講手数料等 ア 受講手数料 38,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110	令和8年11月17日（火曜日）の午後1時から午後5時まで並びに同月18日（水曜日）及び19日（木曜日）の午前9時から午後5時まで 3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階 4 受講対象者 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの （1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの （4）検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
千葉県公安委員会告示第41号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和8年9月8日 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習 2 講習の期日及び時間	5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う

令和8年9月8日（火曜日）	
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業務係 電話043（201）0110	
千葉県公安委員会告示第42号	
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。	
令和8年9月8日	
千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生	
1 講習に係る警備業務の区分	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習	
2 講習の期日及び時間	
令和8年11月12日（木曜日）から17日（火曜日）まで及び同月20日（金曜日）から24日（火曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで	
3 講習の場所	
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階	
4 受講対象者	
最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者	
5 受講定員	
10人	
6 講習業務の委託	
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。	
7 受講申込手続等	
（1）受講申込手続	
ア 申込方法	
受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。	
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。	
イ 受講申込票受付期間等	
令和8年9月28日（月曜日）から10月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで	
（2）受講者決定通知	
受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。	
申込みは、受け付けない。	
イ 受講申込票受付期間等	
令和8年9月28日（月曜日）から10月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで	
（2）受講者決定通知	
受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。	
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。	
（3）受講手続等	
ア 受講手続	
受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。	
イ 受講申込書受付期間等	
令和8年10月13日（火曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで	
ウ 添付書類	
（ア）4（1）に該当する者	
2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し	
（イ）4（2）に該当する者	
合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し	
（ウ）4（3）に該当する者	
合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し	
（エ）4（4）に該当する者	
合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し	
（オ）4（5）に該当する者	
合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し	
（4）受講手数料等	
ア 受講手数料	
14,000円	
イ 納入方法	
現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。	
なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
8 講習に関する問合せ先	

第 1 4 1 7 6 号 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和8年10月13日（火曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 34,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110 千葉県公安委員会告示第43号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和8年9月8日 千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習 2 講習の期日及び時間 令和8年11月20日（金曜日）から24日（火曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで 3 講習の場所	千葉県中央区新田町4番22号 サンライト7階 4 受講対象者 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要な事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和8年9月28日（月曜日）から10月2日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和8年10月13日（火曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（警備業
--	---

令和8年9月8日（火曜日）

務従事証明書）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 10,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備課係 電話043(201)0110		海区漁業調整委員会告示		千葉県漁業調整委員会告示第二号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第五項の規定により、千葉県漁業計画の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。 なお、千葉県漁業計画の変更案については、その関係書類を千葉県漁業調整委員会事務局及び銚子水産事務所に備え置いて閲覧に供する。 令和八年九月八日 千葉県漁業調整委員会会長 石井 春人 一 開催日時 令和八年十月六日（火曜日）午後三時 二 開催場所 千葉市中央区新宿二丁目三番八号 水産会館六階大会議室 三 事案 千葉県漁業計画の変更案（銚子市並びに茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市を関係地区とする共同漁業権に関する事項） 四 公述に関する事項 1 意見を述べることのできる利害関係人の範囲 関係地区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係のある者 2 公述時間 一人五分以内とする。 3 文書の提出 公述を希望する者は、住所、氏名、年齢、職業、所属団体、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面一部を千葉県漁業調整委員会事務局（千葉市中央区市場町一番一号）に提出しなければならない。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市安馬谷土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 令和八年九月八日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 退任理事 南房総市安馬谷二三四番地二 〃 〃 五四一番地 〃 〃 一、六五三番地 〃 〃 三、三五九番地一 〃 〃 六〇七番地一 〃 〃 六六〇番地 〃 〃 三、三七三番地 〃 〃 六六五番地 〃 〃 白子二、一二九番地 二 退任監事 南房総市安馬谷三、三三六番地 〃 〃 三、二八六番地 三 就任理事 南房総市安馬谷六六〇番地 〃 〃 一、六五四番地 〃 〃 三、三五九番地一 〃 〃 三、二五四番地 〃 〃 白子二、一一八番地一 〃 〃 千倉町久保一、四六二番地 〃 〃 安馬谷三、〇六五番地 〃 〃 六六五番地 〃 〃 六六六番地 四 就任監事 南房総市安馬谷五四一番地 〃 〃 二、二五九番地三 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し次のとおり裁定の申請があった。 なお、申請に係る農地の所有者等は、令和八年九月八日から二十四日まで、千葉県農林		土地改良区役員の退任及び就任 公 告		鈴木 秀文 山田 浩行 荻岡 俊一 高木 繁 関上 正之 小沢 昇 笹子 一浩 内藤 昭久 山田 昭久 結縄 隆弘 笹子 弘 遠藤 茂雄 山田 安浩 内藤 芳彦 山田 昭久 加瀬 清己 笹子 昇 内藤 康雄 笹子 秀文 小林 秀樹	
---	--	--------------------	--	---	--	--	--	----------------------------------	--	---	--

水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。

令和八年九月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目	面 積
野田市目吹字目吹新田	三、七四五番一	田	一、八四二平方メートル
野田市目吹字目吹新田	三、七四五番二	〃	五二平方メートル

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和九年四月	二十年	一・一三、六四〇円

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月8日

千葉県がんセンター病院長 加 藤 厚

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月8日

千葉県総合救急災害医療センター病院長 宮 田 昭 宏

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月8日

千葉県こども病院長 皆 川 真 規

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月8日

千葉県循環器病センター病院長 中 村 精 岳

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月8日

千葉県立佐原病院長 露 口 利 央

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 五二円

購読申込先 発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
○四三（二二三）二六五八